

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用（移動費用・宿泊費等を含む）、就労不能損害及び精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

第1 本和解仲介手続における和解

1 和解の範囲

申立人X1、同X2及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解する。

記

損害項目 その他の費用（本賠償において被申立人が否認した部分）

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年8月31日

2 申立人X1につき

(1) 物品購入費	44万7083円
家賃7月、8月分	10万4000円
宿泊費	8000円
移動費用	1万1000円
(2) 合計金額	57万0083円

3 申立人X2につき

(1) 宿泊費	8000円
(2) 合計金額	8000円

第2 本賠償の合意

申立人兩名と被申立人は、第1、第1項記載の期間における本賠償として、算定額及び申立人兩名の受領額について以下のとおり合意する（上記第1、第2記載の金額を含まない。）。

1 算定額 金287万1375円

(内訳)

ア 申立人X1につき

避難生活による精神的損害	60万円
その他	125万7025円
合計	185万7025円

イ 申立人X2につき

避難生活による精神的損害	62万円
避難・帰宅費用	3万9000円
就労不能損害	35万5350円
合計	101万4350円

2 今回精算する仮払補償金 160万円

3 今回の受領額

127万1375円

第3 支払金額等

- 1 被申立人は、申立人らに対し、第1、第2項記載の合計金額及び第2、第3項の合計金額である金184万9458円を支払うものとする。
- 2 支払い方法
(省略)
- 3 申立人らと被申立人は、第1記載の期間における第1記載の損害項目及び第2記載の項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- 4 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

以上

平成24年5月23日

(仲介委員 大木健司)